

地図，地積測量図，建物図面などの図面を閲覧又は写しの交付を請求するには，どうしたらよいのですか。

登記所に備え付けてある地図，地積測量図，建物図面等の図面は，だれにも公開されていますので，管轄の登記所に必要な事項を記入した請求書を提出すれば，これらの図面の閲覧又は写しの交付を請求することができます。

登記所に備え付けてある代表的な地図及び図面について，簡単に紹介します。

1 地図（法第14条第1項）

不動産登記法第14条の規定によって登記所に備え付けることとされている地図で，精度の高い調査・測量の成果に基づいて作成されたものです。

登記所に備え付けてある地図の中では，最も精度が高い地図ですが，備付けが完了していない地域もあります。

2 地図に準ずる図面（法14条第4項，いわゆる公図）

1の地図（法第14条第1項）が備え付けられるまでの間，これに代わって登記所に備え付けることとされている図面で，土地の位置，形状及び地番を表示しているものです。

これらの地図の大部分は，明治時代に作成された旧土地台帳付属地図（いわゆる公図）で，昭和25年に税務署から登記所に移管されたものであり，1の地図（法第14条第1項）と比べると，精度が比較的低い地図です。

3 地積測量図

地積測量図は，土地の分筆登記などの際に提出される図面で，地積及びその求積の方法を明らかにするとともに，土地を特定することを目的とするものです。地積測量図には，地積及び求積の方法のほか，方位，土地の形状，境界標及び隣接地の地番などが表示されています。

地積測量図は，すべての土地について備え付けられているものではなく，また，地積測量図の提出後に合筆等がされている場合には，現状に合致していないものもありますので，ご注意ください。

4 建物図面，各階平面図

いずれも建物の表示に関する登記の際に提出される図面で，建物図面は建物の位置及び形状を明確にしている図面，各階平面図は建物の各階ごとの形状と床面積等を表示している図面です。

建物図面及び各階平面図は，すべての建物について備え付けられているわけではありませんので，ご注意ください。

なお，請求書を提出する前に，下記の事項をご確認ください。

(1) 管轄登記所の確認

請求する土地又は建物をどの登記所が管轄しているかについては、法務局ホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>) をご覧ください。

(2) 請求書の提出方法

地図等の閲覧の請求書は、管轄登記所に直接持参して提出してください。電話、FAX、郵送等で請求することはできませんが、地図等の写しは、郵送でも請求することができます(この場合は、返信用の切手を同封してください。)

(3) 手数料について

地図等の閲覧又は写しの手料金は、1筆の土地又は1個の建物につき500円です。料金は、請求書に**登記印紙**をはって納付します(**収入印紙ではありません**)ので、ご注意ください。

請求書には、登記印紙をはる欄がありますので、そこに登記印紙をはって請求してください。現金を添えて請求することはできません。

登記印紙は、集配業務を行う郵便局等で販売していますが、登記所内で販売しているところもありますので、ご確認の上、ご利用願います。

(4) 地番について

登記簿上の土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示とは違いますので、請求する前に、登記簿上の地番・家屋番号を、登記済証(いわゆる権利証)により、あるいは、登記所に備え付けられた地図又は市区町村役場、住居表示地番対照住宅地図(発行されていない地域もあります。)等により確認してください。

(5) 地図番号について

登記所に備え付けられている地図には、1枚ごとに地図番号が付されていますので、地図の閲覧を請求する際には、請求書に閲覧を請求する地図の番号を記入してください。

不明な点については、法務局又は地方法務局の職員にお尋ねください。